

神奈川歯科大学学会会則 参考資料

名 称

第一条 本学会は神奈川歯科大学学会と称する。

目 的

第二条 本学会は歯学の進歩と啓発をはかることを目的とする。

事 業

第三条 本学会は次の事業を行う。

- 1) 年一回の総会
- 2) 本学会の目的を達成する為の例会その他の事業
- 3) 会誌の発行

事 務 局

第四条 本学会の事務局を神奈川歯科大学内におく。

会 員

第五条 本学会の会員は次のとおりとする。

- 1) 神奈川歯科大学教員および卒業生
- 2) 神奈川歯科大学在学学生、大学院生、研究生
- 3) 本学会に入会を希望し、理事会（変更前：評議員会）の承認を得たもの

会 費

第六条 会員は以下に定める入会金および会費を納めなければならない。

- 1) 入会金 3,000 円
 - 2) 年会費 6,000 円
 - 3) 終身会費 年会費の 20 年分
但し、単年度のみでの会員については入会金を免除する。
2. 一年を超えて会費未納の場合は本学会を脱会したものとみなす。

役 員

第七条 本学会に次の役員をおき、その任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

会長 一名 理事 若干名 監事 若干名

2. 会長は神奈川歯科大学学会を代表する。
会長は理事の互選により選出される。~~（削除：評議員の承認を得なければならない。）~~会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
3. 理事は代議員（変更前：評議員）の中から選出され、庶務、会計、編集、学会、渉外、研修などの事業運営を分担する。
選出方法は別に定める。（追加）
4. 監事は理事会（変更前：評議員）の承認を得て会長が委嘱し、本学会の会務を監査する。選出方法は別に定める。（追加）

理 事 会

第八条 理事会は、会長、理事をもって構成し、月に一度及び会長が必要と認めたときに会長の招集により開かれ、第七条 3 号に定める事業の企画、運営を行う。

2. 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議事を定める。ただし賛否同数の場合は会長の決に従う。
~~（削除：3. 理事会の議事が必要とする事項は、評議員会の議決および総会での承認を得なければならない。）~~

代 議 員（変更前：評議員）

第九条 代議員は学内代議員および学外代議員とする。

2. 学内代議員は神奈川歯科大学常勤教授、常勤准教授とする。それ以外の選出代議員については別に定める。（追加）
3. 学外代議員は神奈川歯科大学第 9 条 2 項以外で、終身会員とする。その選出は代議員推薦委員会の推薦に基づいて理事会が行う。
代議員推薦委員会の詳細は別に定める。（追加）
4. 任期は 4 年とし再任を妨げない。

<変更前>評 議 員

第九条 評議員は常任評議員および選出評議員とする。

2. 本条 1. に定められた常任評議員は神奈川歯科大学常勤教授、常勤准教授とする。
3. 本条 1. に定められた選出評議員は研究歴 10 年以上の学内常勤会員若干名 および学外会員若干名（常任評議員の 25% および 10% 程度）とする。その選出は評議員の推薦に基づいて理事会が行い、評議員の承認を得るものとする。なお、選出基準および選出時期については別に定める。任期は 4 年とし再任を妨げないが、学外評議員の任用は学校法人神奈川歯科大学定年規程に準ずる。

代 議 員 会（変更前：評議員会）

第十条 代議員会は会長の招集によって開かれ、本学会の運営に必要な諸事項を審議する。

2. 代議員会は代議員の 1/3（変更前：過半数）の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議事を決める。
ただし賛否同数の場合は会長の決に従う。

総 会

第十一条 総会は、会長が招集し、決算・予算等の重要事項を審議する。

（変更前：総会は、原則として学術総会開催日に会長が招集する。）

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
3. 総会の議事は、出席した代議員（変更前：正会員）の過半数の同意をもって議事を定める。
ただし賛否同数のときは、会長の決に従う。

名 譽 会 員 なら び に 顧 問

第十二条 本学会に名誉会員ならびに顧問をおくことができる。

会 計

第十三条 本学会の会計は入会金、会費、寄附金、その他によって運営される。

2. 本学会の会計年度は毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

除 名

第十四条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において審議し、代議員会（変更前：評議員会）の議決を経て、総会の承認により除名することができる。ただし、理事会は前号の該当会員に文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 会則、総会決議に违背する行為をしたとき
- 2) 学会の運営を阻害し、信用と名誉を著しく毀損する行為をしたとき。

解 散（新規追加項目）

第十五条 本会の解散は、代議員会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。また、残余資産は学校法人神奈川歯科大学に寄付を行う。

会 則 の 変 更

第十六条 本会則の変更は代議員会（変更前：評議員会）の議決を経て、総会の承認を得るものとする。